

三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び荒尾市万田炭鉱館
指定管理者募集要項

この募集要項は三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び荒尾市万田炭鉱館の指定管理者募集するに当たって、必用な事項を定めたものである。

1 対象施設の概要

(1) 名称

- ① 三池炭鉱旧万田坑施設
- ② 万田坑ステーション
- ③ 万田炭鉱館

(2) 所在地

- ① 荒尾市原万田250番地5ほか
- ② 荒尾市原万田200番地2
- ③ 荒尾市原万田213番地31ほか

(3) 施設の沿革、役割等

- ① 三池炭鉱旧万田坑施設（以下「万田坑施設」という。）は、国の重要文化財や史跡に指定された地区を含む文化施設であり、採炭の仕組みや石炭産業の歴史等を学んでもらう施設として、文化振興に寄与するものである。
- ② 万田坑ステーション（以下「ステーション」という。）は、平成21年4月にオープンし、万田坑施設を案内するインフォメーション施設であり、万田坑施設のガイダンス施設として機能するとともに、観光や物産の振興に寄与するものである。
- ③ 荒尾市万田炭鉱館（以下「炭鉱館」という。）は、100有余年にわたり本市の基幹産業として社会経済を支えてきた三池炭鉱閉山後の地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりを目指し、平成12年6月にオープンした施設である。

(4) 施設概要

- ① 別紙1「三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション指定管理者仕様書」（以下「万田坑仕様書」という。）のとおりである。
- ② 別紙2「荒尾市万田炭鉱館指定管理者仕様書」（以下「炭鉱館仕様書」という。）のとおりである。

(5) 現在の管理運営体制

現在の管理受託団体・・・指定管理者 一般社団法人荒尾市観光協会

(6) 施設利用者数 ①万田坑施設（令和元～4年度実績）

年度	有料入場者数	無料入場者数	減免入場者数	合計入場者数
令和元年度	20,707	14,410	2,467	37,584
令和2年度	13,133	618	1,076	14,827
令和3年度	10,233	8,089	1,062	19,384

令和4年度	16,821	1,560	1,194	19,575
合計	60,894	24,677	5,799	91,370

②ステーションは無料施設のため、入場者数は同数程度

③炭鉱館（令和元～4年度実績）

年度	多目的		研修室A		研修室B		合計数	
	利用 件数	利用 者数	利用 件数	利用 者数	利用 件数	利用 者数	利用 件数	利用 者数
令和元年度	691	9,957	246	2,165	141	812	1,078	12,934
令和2年度	515	6,102	162	1,217	99	460	776	7,779
令和3年度	445	6,038	178	1,472	86	779	709	8,289
令和4年度	602	8,388	224	1,829	98	812	924	11,029
合計	2,253	30,485	810	6,683	424	2,863	3,487	100,031

(7) ① 万田坑施設・ステーションの収支状況

(収入) (単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
指定管理料	21,300,418	19,784,633	21,406,000	21,406,000	減免補填含む
施設使用料	7,845,520	9,867,335	9,867,660	6,213,700	利用料(観覧料) コロナ補填含む
雑収入	2,526,665	300,094	309,459	298,791	販売売上、太陽 光発電、自動販 売機の電気料金 など
合計	31,672,603	29,952,062	31,583,119	27,918,491	

(支出)

支出項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
人件費	22,989,445	20,925,167	19,391,550	19,259,753	
事務費	761,034	928,952	614,155	706,967	
事業費	3,066,715	1,418,533	3,175,326	3,012,168	自主事業
管理費	3,173,955	2,944,289	2,479,898	2,283,351	管理費合計
	62,438	48,070	43,583	53,615	水道
	651,440	645,008	619,856	695,606	電気
	0	0	0	0	ガス
	2,460,077	2,250,211	1,816,459	1,580,770	その他
修繕費	495,246	531,153	734,220	705,400	

その他	1,186,208	1,122,597	1,165,349	3,528,900	販売仕入費用、 法人税、消費税 など
合計	31,672,603	27,870,691	27,560,498	29,543,179	

②炭鉱館の収支状況

(収入) (単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
指定 管理料	6,282,636	6,398,786	6,380,111	6,575,870	
施設 使用料	1,121,360	1,283,195	1,223,256	1,100,540	冷暖房費・ 減免補填を含む
雑収入	92,109	32,542	28,455	34,455	自動販売機売上など
合計	7,496,105	7,682,769	7,631,822	7,710,865	

(支出)

支出項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
人件費	4,484,319	4,407,330	3,893,792	4,117,046	
事務費	268,622	304,823	230,451	304,870	
事業費	50,001	18,675	0	8,603	
管理費	2,315,144	2,164,429	2,319,925	2,637,647	管理費合計
	35,068	34,375	33,660	34,731	水道
	1,740,000	1,585,224	1,741,435	2,085,256	電気
	21,528	0	0	0	ガス
	518,548	544,830	544,830	517,660	その他
修繕費	205,017	170,390	56,342	6,600	
その他	173,002	410,433	354,220	569,447	
合計	7,496,105	7,476,080	6,854,730	7,644,213	

③過去の施設修繕の主な内容(令和元年度～令和4年度)

万田坑、万田坑ステーション	炭鉱館
刈払機・芝刈機の修繕	研修室 A エアコン修繕
AED カートリッジ交換	展示ホールエアコン修繕
万田坑もぎりボックスエアコン修繕	多目的ルーム照明器具修繕
万田坑正門扉修繕	洗面所蛇口取替
万田坑事務所窓枠修繕	AED カートリッジ交換

街路灯修繕 顔出しパネル修繕	
-------------------	--

(8) ①万田坑・ステーション 自主事業一覧

年度	内容
令和元年度	万田坑市民まつり、万田坑昔遊び、万田坑デジタル掛け軸、万田坑フェスタ、全旅加盟
令和2年度	万田坑ヨガ
令和3年度	ハロウィンまるしえ、ドライブインシアター、春のお花見まるしえ
令和4年度	荒尾夜市・夏梨販売、クリーンアップ大作戦、荒尾の秋「みいつけた!」、お花見まんまるしえ

②万田炭鉱館自主事業一覧

年度	内容
令和元年度	万田炭鉱館感謝祭、炭鉱に関する展示会、万田坑おもしろ講座、子ども石炭教室
令和2年度	石炭教室
令和3年度	石炭教室
令和4年度	地域の遺構を守り伝える研究会、万田坑スケッチ大会入賞作品展示

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

万田坑施設は、国の重要文化財及び史跡、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産であり、本市を代表する観光施設のひとつである。また、本市は文化財保護並びに来訪者増加を目的として様々な整備を進めており、令和5年7月からは炭鉱電車の一般公開を開始している。万田坑施設及び万田坑ステーションでは、その歴史文化と世界遺産価値の発信を最も重要な役割としていることを踏まえ、本公募では、万田炭鉱館の活用を含めて、多くの人に分かりやすく、いかに世界遺産価値を発信するかを重視している。

施設の運営にあたっては、荒尾市並びに地域住民や利用者の意見を反映させるとともに、個人情報保護の徹底及び運営の効率化に努めることを求める。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間・休館日

別紙仕様書のとおり

※開館時間及び休館日については、市の承認を得て、指定管理者が変更することができる。変更を予定している場合には、事業計画書にて提案すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

- (3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

4 電力の地産地消に関する本市の方針

本市においては、平成29年11月「地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を、本市、株式会社グローバルエンジニアリング及び三井物産株式会社の三者において締結し、エネルギーの地産地消を実現することで持続的なまちづくりの推進に向け、連携・協力することとした。

本協定に基づき平成29年12月には新電力会社「有明エナジー株式会社」が本市に設立され、平成30年9月より全公共施設に同社の電力を供給している。

本施設についても上記の「有明エナジー株式会社」より電力調達を受けることとしておりますので申請の際には留意すること。

5 指定管理者の業務等

- (1) 指定管理者が行う万田坑施設・ステーションの業務等については、次に掲げるとおりとする。
 - ① 万田坑施設の管理運営に関すること。
 - ② 旧万田坑や資料を通じての石炭文化の紹介に関すること。
 - ③ 万田坑施設を活用した施設ガイドを含む観光振興に関すること。
 - ④ 万田坑施設及び本市における石炭産業の歴史に関する調査研究並びに資料の収集、保存及び展示並びに情報発信等に関すること。
 - ⑤ 旧万田坑の観覧の受付に関する業務。
 - ⑥ 旧万田坑を中心とする炭鉱に関する資料の展示と解説、及び世界遺産価値の情報発信等に関すること。
 - ⑦ 市の特産品等の販売に関すること。
 - ⑧ ステーションの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務。
 - ⑨ その他三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション仕様書に定めるとおり。ただし、目的外使用に係る業務を除く。
- (2) 指定管理者が行う炭鉱館の業務等については、次に掲げるとおりとする。
 - ① 旧万田坑を活かした学習の機会の創出に関する業務
 - ② 旧万田坑を活かした地域づくりの促進に関する業務
 - ③ 炭鉱館の使用の許可に関する業務
 - ④ 炭鉱館の利用に係る料金に関する業務
 - ⑤ その他炭鉱館仕様書に定めるとおり。ただし、目的外使用に係る業務を除く。

※各施設において、上記の業務の一部を第三者に実施させる場合は、「荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例」第9条及び第11条に基づき、市内事業者への優先的な発注に十分留意すること。

6 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

7 利用料金について

(1) 利用料金制の有無

指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすることを目的として、本施設については地方自治法の規定に基づく利用料金制を導入し、施設の使用料（利用料）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(2) 利用料金の設定

利用料金については、市の承認を得た上で、条例等に規定された使用料の範囲内で、指定管理者が設定することができる。

(3) 条例等で規定された減免について

条例等で規定された使用料の減免については、利用料金制度においても同様に適用する。なお、当該減免による利用料収入の減少分については、後日市から補填する。

8 応募資格

応募者は、次の要件を満たす法人その他の団体とする。なお、応募については、単独又はグループどちらの応募も可とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団等（※）との関係がないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること（従業員を雇用していない法人その他の団体は除く。）。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 電気主任技術者、甲種防火管理者等施設を管理するに当たって必要な資格、免許を有する者を置くこと（施設管理について、有資格者へ委託する場合は、この限りでない。ただし、甲種防火管理者は除く）。
- (9) 指定管理期間中に第三者への賠償保険に加入すること。
- (10) その他明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したもの

9 指定管理者選定の手続

(1) 指定管理候補者選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、学識経験者や市職員から構成される選定委員会を開催する。選定委員会の開催日時については、後日応募事業者に通知するものとする（令和5年10月開催予定）。

(2) 審査方法

事業計画書の内容等について明瞭化するため、選定委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加事業者が1者の場合であっても、審査を実施するものとする。

(3) 選定スケジュール

指定管理者の選定スケジュールは以下のとおりである。なお、このスケジュールは、審査の進捗状況により若干変更する可能性がある。

表 指定管理者選定スケジュール

番号	内容	期日
1	公告（募集要項等の配布開始）	令和5年6月30日（金曜）
2	現地見学会の申込受付	令和5年7月21日（金曜）まで
3	提示資料に関する質疑の受付	令和5年7月18日（火曜）から 令和5年7月21日（金曜）まで
4	提示資料に関する質疑の回答	令和5年7月28日（金曜）予定
5	申請書等の提出期間	令和5年8月21日（月曜）から 令和5年8月28日（月曜）まで
6	指定管理候補者選定委員会の開催	令和5年10月予定
7	指定管理候補者の決定	令和5年11月予定
8	市議会への指定議案の上程	令和5年12月予定
9	基本協定の締結	令和5年3月予定

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある（次の順序で並べクリップ留めしたものを9部（正本1部＋副本8部）提出すること。）。

(1) 申請書及び添付書類一覧

ア 指定管理者指定申請書（様式）

イ 指定管理者事業計画書（別紙様式1）

※A4判両面印刷で20枚以内とすること。また、様式1と同様の項目が記載されていれば任意様式でも可とする。

ウ 指定管理者収支計画書（別紙様式2）

※万田坑・ステーションと万田炭鉱館の分は別けて提出すること。

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類（①、②は法人のみ）

① 法人概要書（別紙様式3）

- ② 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し
(申請の日から3カ月前までに発行されたもの)
 - ③ 法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 経営状況を説明する書類
- ① 最新の事業年度における法人等の事業計画書その他の法人等の業務の内容を明らかにする書類
 - ② 最新の事業年度における法人等の収支決算書及び貸借対照表その他の法人等の財務状況を明らかにする書類
- カ 納税証明書(申請の日から3カ月前までに発行されたもので、最新の事業年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの)
- ① 熊本県内に営業所がない場合(1種類)
 - ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明(写し可)【様式その3の3で可】
 - ② 荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合(2種類)
 - ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明(写し可)【様式その3の3で可】
 - ・熊本県所管の事業税、自動車税(リースの場合は不要)及びその他県税の未納のない証明(写し可)【様式その6で可】
 - ③ 荒尾市内に営業所等がある場合(3種類)
 - ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明(写し可)【様式その3の3で可】
 - ・熊本県所管の事業税、自動車税(リースの場合は不要)及びその他県税の未納のない証明(写し可)【様式その6で可】
 - ・法人とその代表者の全ての市税の未納のない証明(原本)
- ※【】内で可とする様式は、国税庁が定める納税証明書の交付手続に係る様式を指す。
- キ その他
- ① 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(労働保険料等納付証明書等。ただし、従業員を雇用していない事業者は除く。)
 - ② 暴力団等との関係についての誓約書(別紙様式4)
 - ③ 役員等名簿及び照会承諾書(別紙様式5)
 - ④ 応募グループにおける代表企業及び構成企業の名称並びに各企業が携わる業務について明らかにした書類(任意様式、グループで応募する場合に提出すること)

11 管理に要する経費

万田坑施設・ステーション及び炭鉱館の管理に要する経費は、利用料金収入、条例等により減免された利用料金に対する市からの補填、市が支払う指定管理料、自主事業に伴う収入などによって賄うこととする。

このうち、利用料金収入及び減免された利用料金に対する市からの補填については、仕様書等を参考に申請者が算定し、指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の指定管理料の提案を求める。

なお、市からの指定管理料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と荒尾市との間で締結する協定書で定める。

万田坑施設・ステーション及び炭鉱館基準価格175,630,000円(5年間。消費税及び地方消費税を含む。)

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格とする

※ 万田坑施設・ステーション及び炭鉱館の基準価格には、年度末精算となる修繕費350万円(70万円/年)、自主事業3,000万円(600万円/年)を含んでいる。

12 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：令和5年7月18日(火)から同年7月21日(金)まで

② 受付方法：質問票(別紙様式6)に記入の上、電子メールで提出すること。

メールアドレス koukyou@city.arao.lg.jp

③ 回答方法：令和5年7月28日(金)までに質問に対する回答をホームページ上に掲載する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者にあらかじめ連絡を行う。

13 現地見学会の実施

現地見学を希望される場合は、令和5年7月21日(金)までに法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡すること(参加希望の連絡は、質問票の提出先に電子メールで提出すること)。後日、日時及び場所について連絡調整を行う。

14 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先 荒尾市総務部文化企画課(市役所2階)

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

電話 0968-63-1274(直通)

(2) 提出期間 令和5年8月21日(月)から同年8月28日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。

15 審査の基準

指定管理候補者選定委員会における審査の基準は、以下のとおりとする。

表 指定管理候補者の審査基準

審査項目		配点等
① 市民の平等な利用が確保されること		
基本方針	施設の設置目的や市が示した基本的な考え方を踏まえた管理運営の方針	適・不適
市民の平等な利用の確保	平等な利用を確保するための考え方や具体的な取組	

② 当該団体の計画する事業の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮するものであること (55点)		
事業計画全般	仕様書等を踏まえた事業計画の網羅性・実現性	10点
自主事業により期待される効果	入場者数の増加を期待できるか	15点
	世界遺産の価値の理解促進に寄与できるものか	10点
	万田坑に対する市民意識の向上が期待できるか	5点
サービス向上の取組	利用者ニーズの把握や研修等の取組	10点
施設・設備の維持管理	維持管理業務の実施計画等	5点
③ 当該公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること (40点)		
運営体制	組織体制や万田坑や世界遺産価値等に関する十分なガイド及び展示企画等ができる人員の配置	15点
施設の安全対策	施設の点検・清掃・安全対策や緊急時の対応	5点
財政的基盤	申請者の経営状況や収支計画の妥当性等	10点
類似業務の実績	類似施設の管理運営等の実績	10点
④ 当該公の施設の管理に要する経費を縮減できる見込みがあること (5点)		
管理経費の縮減	提案された指定管理料の額	5点
合 計		100点

※最高得点であった申請者の合計点数が、最低得点基準（6割）未満の場合は、指定管理候補者の選定は行わないものとする。

16 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とすることがある。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ③ 申請書その他の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④ 申請書その他の書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

17 指定管理者の決定（指定）

指定管理者の決定（指定）を行うに当たっては、地方自治法に基づき、事前に市議会（12月議会予定）の議決が必要とするため、市議会で当該議案が否決されたときは、指定管理者の指定を行わないことがある。

18 選定手続きに係る情報公開等

提出された書類及び申請者等の情報は、以下の情報公開の基本的な考え方に基づき、情報の一部を市ホームページで公表するとともに、情報公開請求等により開示することができるので留意すること。

表 情報公開の基本的な考え方

時 期	情報の内容	市HPで公表する情報	公開の対象となる情報
募集中	・ 基準価格	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準の内容と配点 ・ 申請状況（申請者数） ・ 申請者名 	○	○ ○ △
募集締切時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請状況及び申請者名 ・ 申請者の事業計画書の内容 		○ △
選定後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補者名 ・ 指定管理候補者選定理由 ・ 申請者名 ・ 選定委員会の審査における申請者ごとの総得点及び項目ごとの得点 ・ 選定委員会の審査における委員ごとの総得点及び項目ごとの得点（委員名匿名） ・ 各申請者の事業計画書の内容 ・ 各申請者の提案価格 	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ △ ○

※△…荒尾市情報公開条例による開示請求に基づいて、情報提供の可否について、個別の判断を要すると考える情報（荒尾市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報に該当する又は不開示情報が含まれている可能性があるため、個別に情報提供の可否を判断します。）

19 その他

- (1) 市に提出された書類は返還しないものとする。また、市において必要に応じて複写することがある（提出された書類又は複写された書類の使用は市庁内及び選定委員への配布に限る。）。
- (2) 申請に係る費用については、申請者の負担とする。
- (3) 本施設の管理運営に伴い、その指定管理者には法人市民税の申告義務が生じる。詳細は市税務課に尋ねること。

20 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「8 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を行わないことがある。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「8 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

21 募集要項に添付してお渡しする資料と様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び荒尾市万田炭鉱館指定管理者事

業計画書（別紙様式1）

- (3) 三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション指定管理者収支計画書（別紙様式2）
荒尾市万田炭鉱館指定管理者収支計画書（別紙様式2）
- (4) 法人概要書（別紙様式3）
- (5) 暴力団等との関係についての誓約書（別紙様式4）
- (6) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式5）
- (7) 質問票（別紙様式6）
- (8) 三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション指定管理者仕様書（別紙1）
- (9) 荒尾市万田炭鉱館指定管理者仕様書（別紙2）
- (10) 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例
- (11) 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (12) 荒尾市万田坑ステーション条例
- (13) 荒尾市万田坑ステーション条例施行規則
- (14) 荒尾市万田坑ステーションの職員の勤務に関する規程
- (15) 荒尾市万田炭鉱館条例
- (16) 荒尾市万田炭鉱館条例施行規則
- (17) 荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例

問合せ先

【募集要項全般】

荒尾市総務部財政課公共財産管理室

担当 五藤・山本

電話 0968-63-1292

e-mail koukyou@city.arao.lg.jp

【万田坑・ステーション、万田炭鉱館】

荒尾市総務部文化企画課

担当 吉田・広瀬

電話 0968-63-1274

e-mail world.heri@city.arao.lg.jp